

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.97

2002.9.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(10月、11月のタイ祝祭日のお知らせ)

10月は23日が祭日です。11月は祝祭日がありません。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを9月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご覧ください。裁判所統計をアップデート致しました。

(「タイ国知的財産制度」バンコク日本人商工会議所が発行されました)

7月10日に商工会議所から発刊されました。現地で700パーツです。もしご希望があれば弊所より2100円+送料でお届け致します。また、顧客の皆様へは順次配送しておりますので、弊所よりの発送書類などが到着しましたら同封されているかどうかご確認戴ければ幸いです。

(タイ商務省知的財産局次長サンチラタナスワン氏が10月1日付けでTQAへ入所します)
長年知的財産局で特許制度の整備に寄与されたサンチ氏が、タイ政府を30日辞職し、この度、タイでISO認証業務を展開しているTQA Ltd. (Thai Quality Assurance 高田社長) へ、顧問として転職致します。主に日系企業及びタイ企業の品質認証業務を携わることになりました

た。このTQAは昨年設立され、日本品質保証機構（JQA）と独占的業務提携を結び、その顧客はタイへ進出する日系企業が主な取引先となっております。また、他方IPAA（Intellectual Property Alumni Association：代表 プラシット チュラロンコン大学教授）の事務局としても活躍が期待されており、引き続き知的財産分野での民間側からの各種活動を行う予定であります。この11月4 - 6日には日本発明協会との共催でセミナーをタイ現地企業経営者向けに開催する予定であります。

（IPAA知的財産同窓会事務局が10月上旬に移転します）

日本政府の援助で日本へ行って知的財産研修を受けた者が中心となって昨年7月に設立されたIPAA同窓会の事務局は今までチュラロンコン大学脇のビルでC&Cカンパニーの事務室を間借りしておりましたが、今回サンチ氏のTQA入所に伴い、TQAのあるビルの下フロア（弊社の入っているビルの22F）に移転新装することになりました。新住所や電話ファックスなどは次回お知らせ致します。

～編集者より～

今年はどうも雨がが多いようである。北部、東北部タイは洪水情報が頻りにテレビニュースで流されている。バンコクにおいても一部地域は水浸しの状態である。

9月10日から12日までシンガポールで開催された欧州アジア特許情報会議（シンガポール知的財産庁、欧州特許庁の共催）に参加した。聞く所によると、これが第一回目の会議らしい。100名以上の出席者、ASEAN 諸国からの展示ブースが欧州からの展示に混じる。そんな中でアジア各国の特許情報事情やトレーニングワークショップで欧州特許庁のデータベースを学ぶことができる。居ながらにしてアジア各国の特許情報の現状が分かる。弊所としても絶好の機会だったので所員5名を送り込んだ。日本には特許情報フェアなるものがあるが、アジアに目を向いているとはとても思えない。というわけでこの好機に私も参加した次第である。

この会議の展示物を見ながら感心することがある。アジア各国政府が発行する年報が毎年立派になっていくことである。フィリピンやベトナムはつい2年前には貧弱な年報であったことが嘘のようである。お国柄を出してかフィリピンの年報は実に南国的なキャラクターが踊っている。年報をパラパラめくると、中の写真には日本特許庁からの専門家が現地政府の人々と仲良く写っている。アジアでの特許情報分野における彼らの活躍は本当に素晴らしいものがある。どこのブースに行っても日本政府の専門家の名前を出すと途端に打ち解け、友人になってしまう。それが何よりの証拠である。それに比べ欧州特許庁は今一

つというのも私には不満が残る。なんでもっと賢く援助できないのか・・・と。

今年に入って、シンガポール知的財産庁の動きは目覚ましいものがある。日本との二国間経済協力協定に基づく日本特許出願への指定扱いはようやく8月15日に実現した。この指定取り扱いは既にマレーシアでも規則改正がなされている。さらに、弁理士法改正により、海外の大学卒業者（日本の大学も幾つか入っている）で理工系の出身者を弁理士登録資格条件に加えた。そしてこの7月頃に知的財産局内にIPクリニックなるものを設け、外部向け相談業務や学習できる環境を整備してきている。

このアジア欧州特許情報会議に引き続き、これと同等規模の催しを、さらに来年も予定している。Optimal 2003（<http://www.optimal2003.com/main.htm>）と称し来年3月に技術ライセンスを中心課題にとらえて日本特許庁やライセンス協会などが共催して一大エキシビションや会議を開く予定である。まさに、国家を挙げて知的財産重視政策を次々と出している。つい最近、日本政府が打ち出した知的財産戦略大綱を先取りした形なのである。偶然にも、我々が訪問した知的財産庁で経済貿易委員会からのメンバーにもお会いした。お話を伺うと研究開発から生み出される権利とそのライセンスを専門に取り扱っているという。半導体やバイオといった先端部門だけでもこういった専門家官僚がぴったりと企業の周りをサポートしてくれている実態がよく理解できた。まさに驚きである。

高々、4百万人の人口で、アジアの高額所得国家として栄え続けるには、国家戦略が欠かせない。今まで、中継貿易を頼りに生き延びて来たが、タイやマレーシアにその生産拠点にしる大規模な貿易港にしる次々と生き延びる手段を奪われ中継貿易も先細りである。そして最近中国の台頭に伴い、人件費の低い中国へシンガポールから移設する日系工場が後を絶たない。失業率の増加がその現象を端的に表している。もうすでにシンガポールは比較優位性が失われつつある現在、知的財産国家となる以外に道はないということである。まさに追い詰められた戦略である。背水の陣であろう。

しかしながら、シンガポール知的財産庁が受け付ける出願の7%が国内からの出願である。少数の人間しかいない国でそんなに多くの優秀な発明が出るわけがない。だから、良い人材を海外から集め、国内で知的財産を生み出すことに躍起となるわけである。この7%を少しでも上げなければ国家戦略が絵に書いた餅になる。先に出会ったライセンス専門家の官僚はその国家戦略を背負っていると言ってよい。

いつ行っても危機感が溢れている国、それが都市国家シンガポールである。

～シンガポールで警察がコピー商品販売組織を検挙～

シンガポール警察は 29 日、コピー商品を販売していた 16 歳から 41 歳までの男 12 名を検挙し、5 万 2000 点、50 万ドル相当のビデオ、音楽 CD 及び CD ROM などの禁制品を 40 人の警察官を導入し 14 時間の捜査で押収した。警察によれば、組織のリーダーは電話で注文を受け、顧客に配達していた。容疑者たちは公衆の面前で商品の受渡しを行っており、通常の商品配達と同じように見えたようだ、と警察の広報担当者は語っている。シンガポールでは、著作権侵害者に対し押収された禁制品の量により、罰金刑、禁錮刑が科される。(2002 年 8 月 31 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアの五ツ星ホテルで並行輸入品販売～

マレーシアで、五ツ星ホテルを含む様々な場所でブランド商品の並行輸入品が違法に販売されているという実態が明らかになった。これらの商品は偽物ではないが、マレーシアでの販売は許可されていない、とルイ・ヴィトン社広報担当の Karen Abraham 氏は語っている。Karen Abraham 氏によれば、最近 8 ヶ月間に 2,371 点のルイ・ヴィトンの商品が全国のナイトマーケット、ショッピングセンター、五ツ星ホテルで当局により押収された。Karen Abraham 氏はマレーシア国内ではルイ・ヴィトン商品を販売しているのは、クアラルンプール、スターヒルにある一店舗だけであり、地元卸売業者は一店もないと消費者に警告している。近年マレーシア当局は、映画、音楽ソフト産業に蔓延しているコピー商品及び知的財産権の侵害についての取締りを強化している。今年上半期の捜索は 1 万件を超え、1900 万 RM (約 880 万ドル) 相当のコピー CD を押収したと当局は語っている。しかしこれまで、コピー商品産業を衰退させるには至っていない。(2002 年 8 月 31 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアで海賊版コピーソフト一掃大キャンペーン～

昨日政府担当者により、コピーソフトを製造している疑いがある企業の捜索が行われた。これはマレーシア初の大規模な公開取締である。国内消費者省が持つリストには、コピーソフトを製造している疑いがある企業約 900 社が掲載されており、今週中、少なくとも後 2 回の捜索が予定されている。当局は企業に対し、全国規模の一斉捜査が予定されている 9 月 1 日までに、海賊版コピーソフトを処分するよう警告していた。今回の取締りにも協力した The Business Software Alliance (BSA) は、昨年マレーシアで使用された新しいソフトウェアのうち、70%が違法商品であったと推測している。(2000 年は 66%。) こうした侵害行為により、マレーシアのソフトウェア産業は 3 億 5900 万 RM (約 1 億 6500 万ドル) を損失している。BSA は、アジア太平洋地域の海賊版コピーソフト使用率は昨年 54% に達し、47 億 RM の損失を引き起こしていると算出している。アジア地域においては、ベ

トナム、中国、インドネシアといった国々がコピーソフトの使用率が高い。マレーシアにおいても厳しい著作権法にも係らず、コピーソフトは一般的に使用されている。マレーシアの法律では、一件の侵害つき、5年以上の禁錮刑及び1万RMの罰金が科される。(2002年9月4日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアでコピー商品撲滅宣言～

マレーシアはWTOの規定に従いコピー商品取引を撲滅すべく、奇襲捜索による取締りを強化している。国内消費者省のRoslan Mahayuddin 対策部長によれば、9月2日から1ヶ月間行われる「Operation Genuine」キャンペーンのため、700名の担当官が配置された。同氏によればキャンペーン第一週目に、鋳型製造、エンジニアリング、人材コンサルティングの3社の捜索を行い、コンピューター31台とコピーソフト合わせて28万RM(約7万3684ドル)相当が押収された。罪が認められれば、侵害一件に対し1万RM以上の罰金、又は5年以上の禁錮刑が科せられると見られる。国内消費者省に寄せられた情報を元に、1ヶ月間のキャンペーンの間にコピーソフトを使用している901社の捜索が行われる予定で、音楽や映画の違法CD、VCDを販売しているショッピングモールや密売人も捜索の対象となると、担当官の一人は語っている。マレーシアではこれまで侵害者に対し罰金刑のみを科してきたが、今後は禁錮刑に処すよう裁判所に要請するとRoslan Mahayuddin氏はコメントしている。同氏によれば、現在マレーシアでは一日50件のコピーソフトについての捜索が行われており、最近ではクアラルンプール国際空港でイギリス、ブルネイ、フィリピンに密輸しようとしてされていたVCDとCD合わせて7000点が押収された例がある。(2002年9月9日、バンコクポスト)

～タイ商務省がインターネットカフェ全店をフランチャイズ化～

商務省はインターネットカフェとソフトウェアのライセンス所有者の間の紛争を緩和すべく、インターネットカフェをフランチャイズ制にする。Newin Chidchob 商務省副大臣は、来年までにインターネットカフェを商務省の小売商取引連盟(Allied Retail Trade Co, ART)に加入させ、フランチャイズ制にするとの方針を示した。この取決めにより、インターネットカフェはソフト所有者にライセンス料を支払い、かつソフト所有者はオンラインでソフトをアップデートできるためインターネットカフェとソフトウェアのライセンス所有者双方にとって有益であると、Newin Chidchob 副大臣は語っている。商務省はMicrosoft、Sony、任天堂などのソフトウェア会社との交渉を終え、来年初頭の実施を目指し、インターネットカフェへのフランチャイズ化の準備段階に入った。現在タイには一万店余りのインターネットカフェがあると見られるが、その中には営業登録していない店も多い。(2002年8月14日、バンコクポスト)

～タイで1億1400万パーツ相当の模倣品を廃棄～

商務省で行われた反模倣品運動のイベントの一環として、40万点、1億1400万パーツ相当の模倣品がスチームローラー、ボックスカッターなどの道具を使用して破壊された。破壊された模倣品は、CD、DVDの他、有名ブランドを模倣したジーンズ、ベビー服、サンダル、バッグなど多種に渡る。音楽レーベルGMM GrammyのApirak Kosayodhin社長は、タイ音楽産業は年間50億パーツの売上があるが、実際にはこのうちの半分以上がコピー商品であると語っている。また、映画と音楽を合わせたコピーCDの売上は年間50億パーツにも及ぶ。この他、アメリカの反コピー商品団体The Business Software Allianceの調査により、タイ国内のコンピューターソフトウェアの80%がコピー商品だという実態が明らかになっている。タイの法律では、模倣品の生産者は4年以下の禁錮刑又は8万パーツ以下の罰金、販売者は2年以下の禁錮刑又は4万パーツ以下の罰金を科される。(2002年8月19日、バンコクポスト)

～タイで偽のエプソン商品押収～

バンコクのコンピューター用品専門ショッピングモール、パンティッププラザで偽のエプソン商品を販売していた10名の捜査チームにより4商店に対し捜索が行われ、インクリボン、インクカートリッジなど計1000点余り(100万パーツ相当)が押収された。4店の経営者は刑法民商法に従って罰せられる。タイでは商標権を侵害した場合、4年以下の禁錮刑若しくは40万パーツ以下の罰金、又はその両方が科される。今回の捜索はセイコーエプソン株式会社からの訴えにより、経済警察により行われたものである。同社の代表は今回の捜索の結果には満足しているとし、今後とも継続して偽者市場の一扫のため取締りを続けるよう要請した。(2002年8月29日、バンコクポスト)

～タイのバイオテクノロジー政策(2002年9月4日、バンコクポスト)～

経済学者のAmmar Siamwalla氏には、バイオテクノロジーと特許法は先進国と発展途上国の対立の引き金になる可能性があると言った。経済学者の視点から見ると、バイオテクノロジー最大の問題点は、新しい技術が平等に行き渡らず国際的企業数社だけのものになってしまうことだ、と同氏は語っている。ロンドン大学クィーンメアリー知的財産調査研究所によれば、バイオテクノロジーに関する特許のうち、発展途上国が所有するものはわずか6%に留まっている。タイのバイオテクノロジー政策について、特許法の講師であるJakkrit Kuanpote氏は利益分配に関する法律が充分でないとし、反対の立場を示している。研究から得た利益を分配することを条件に生物資源を公開することを謳った「生物の多様性に関する条約」に、タイは未だ批准していない。一方でタイは1999年に、生物資源の略

奪行為を禁止した種苗法を制定しているが、利益分配に関する法律はまだ存在しない。
(2002年9月4日、バンコクポスト)

～ベトナム企業、低価格のエイズ治療薬の製造を開始～

ベトナムで増加しつつある貧困層のエイズ患者が薬を入手できるよう、政府の計画に基づき現地企業が低価格のエイズ治療薬を製造開始した。患者一人当たりの年間負担額は7万8000B T (約1,850ドル)で、今までの4分の一から6分の一になるが、この価格もベトナムのエイズ患者にとっては大変高額であると、ベトナム反エイズ委員会の担当官は語っている。ベトナムではH I Vの結果、毎月1,000人が陽性と判定されており、これまでにわかっている感染者は合計5万2434人に及ぶ。今年は1月から7月までに9,024人の感染が確認され、昨年と同じ時期に比べて57%増加している。政府は4つの企業にインドや韓国から輸入される医薬から錠剤を作るライセンスを供与している。今の所、製造しているのは1社だけである。この企業はホーチミン南部にあり、Lamzidivir 錠剤 (Lamivudine と Zidovudine の混合) を製造しており、HIV の発症を遅らせる働きがある。製薬会社は外国の企業が製造した粉薬を錠剤にするだけなので、特許侵害には当たらないと思われると、ベトナム政府はコメントしている。昨年、ブラジルとインドはW T O に対し、公衆衛生の危機を解決するため特許法を超えた特別措置を処遇するよう要請している。これ以降、発展途上国数カ国の製薬会社が、抗H I V 治療薬の製造を開始した。(2002年8月23日、タイネーション)

～香港・中国、ヤクルト商標権法廷闘争～

ヤクルト本社は中国本土進出に際し、現在ライバル会社との商標権問題に直面している。ヤクルト香港法人前社長を父に持つ Lee Tao Kuang 氏は、ヤクルトが既に使用している中国語商品名を使用し、類似した乳酸飲料を中国で販売しようと Yakudo Group Holding 社を設立した。これに対し、香港高等裁判所では先週 Yakudo 社に対し、「Yakudo」及び北京語名「Yang Le Duo」の名称を使用した乳酸飲料の製造と販売を中止する命令を言い渡した。ただし、この判決が有効なのは香港においてだけで、中国本土におけるヤクルトの商標権保護については未だ確証はない。ヤクルトが中国で商品名を登録したのは1981年であるが、実際に商品の販売を始めたのは昨年の6月で、出足が遅れたヤクルトは中国で苦戦を強いられている。この春、Yakudo 社の訴えにより、中国当局はヤクルトの2つの商品登録のうちの一つを取り消した。さらに、Yakudo 社は「Yang Le Duo」ブランドの製造に向け、既に中国に工場の建設を開始している。これに対しヤクルトは、Yakudo 社に対し法的措置を取る準備があると警告している。中国では明日、改訂商標法が発効され、W T O の規定に従い、今後国内と海外の商品名は同様に扱われるようになると期待される。(2002年9月

14日、バンコクポスト)

～インドネシア、HP模倣品との戦い～

大手コンピューターメーカー、ヒューレッドパッカー社は、中国、インド、フィリピンに続き、インドネシアでも模倣品に対しての戦いを開始した。ヒューレッドパッカー社の広報担当者によれば、インドネシア当局は今月初旬、ジャカルタでアウトレット商品販売店3店の捜索を行い、同社製インクカートリッジを40点余り押収した。少数ではあるが、今回の成功はインドネシアにおける模倣品との戦いの第一歩として、重要な意味を持つと同社広報担当者は語っている。(2002年8月28日、バンコクポスト)